

令和4年度第1回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 令和4年7月5日（火）午後2時30分から
場 所 水戸市宮町1-6-1
ホテルレイクビュー水戸 2階 紫峰の間

I 会議の日時及び場所

- 1 日時 令和4年7月5日(火)
午後2時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 ホテルレイクビュー水戸 2階 紫峰の間

II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり

III 議題 別記付議案一覧のとおり

IV 委員の変更

学識経験のある者について、田中美和委員、谷口守委員、藤井さやか委員、山田稔委員、濱中本子委員、清水久子委員、中川喜久治委員、任田正史委員、益子さや子委員、金森有子委員に、また、関係行政機関の職員について、関東地方整備局長の廣瀬委員に委嘱したことが報告された。

V 議事

- 1 会長の選任
中川喜久治委員が会長に選任された。
- 2 議事の公開
都計諮問第1号及び第2号の公開が決定された。
- 3 議事録署名人の指名
議長から議事録署名人として藤井委員と清水委員が指名された。
- 4 議案審議
以下のとおり

【都計諮問第1号 笠間市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する
都市計画上の支障の有無について】

○議長

それでは早速、本日の審議を始めたいと思います。
都計諮問の第1号につきまして、事務局から御説明を願います。

○事務局

建築指導課でございます。よろしくお願いたします。
それでは、都計諮問第1号 笠間市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、御説明させていただきます。
資料は、付議案、別冊の付議案図面、説明資料の3点を配付させていただいております。

そのうち、説明資料をスクリーンに映して御説明させていただきます。

まず初めに、建築基準法第51条について御説明いたします。

建築基準法第51条において、廃棄物処理施設などは、都市計画において敷地の位置が決定しているもの以外は、原則建築できないと規定されております。

本案件につきましては、都市計画において敷地の位置が決定しておりませんので、同条ただし書の規定により、都市計画審議会の議を経て、特定行政庁の許可が必要となるため、本審議会にお諮りするものでございます。

続いて、廃棄物処理施設の設置に必要な手続について御説明いたします。

産業廃棄物処理施設の設置には、建築基準法第51条の許可のほか、廃掃法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要がある場合がございます。

まず、画面左側の建築基準法第51条についてですが、敷地の位置に関する許可でありまして、都市計画マスタープランや土地利用計画、都市計画施設、市街地開発事業との整合を踏まえ、都市計画上の支障の有無を問うものでございます。

一方、右側の廃掃法につきましては、施設の設置許可でありまして、施設の技術基準、周辺地域への環境影響などの基準への適合を問うものでございます。

本日は、建築基準法第51条ただし書の許可のため、左側の都市計画上の支障の有無について御審議いただくものでございます。

それでは、案件の詳細を説明させていただきます。

初めに、計画の概要でございます。

許可申請者は光陽産業株式会社代表取締役 高橋勇でございます。

申請者の光陽産業株式会社は、一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理として、焼却施設を運営しております。

今回、計画地において焼却施設及び破碎施設を新規に設置し、県内及び近県からの廃棄物の処理を行い、事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次に、処理施設の概要でございます。

本施設は、焼却炉2基と破碎機の設置計画があり、廃掃法上、焼却炉は一般廃棄物を扱うごみ処理施設と産業廃棄物を扱う汚泥・廃油・廃プラスチック類・その他の焼却施設に分類されます。

破碎機は、産業廃棄物を扱う廃プラスチック類の破碎施設及び木くず、又はがれき類の破碎施設に分類されます。

焼却炉は、ごみ焼却施設として、1日1基当たり90トンの処理能力、汚泥・廃油・廃プラスチック類・その他の焼却施設として、1日1基当たりそれぞれ53.4トン、62.52トン、37.72トン、82.89トンの処理能力となっております。

破碎機は、受け入れ時に大きすぎるものなどを破碎してから焼却炉に投入するための前工程の役割がございまして、産業廃棄物を扱う廃プラスチック類の破碎施設として、1日当たり23.52トン、木くず、またはがれき類の破碎施設として、1日当たり282.24トンの処理能力となっております。

いずれの施設も法令で定める許可を要さない規模である、1日当たりの処理能力5トンを超える規模となりますことから、今回、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となるものでございます。

次に、案件の位置を御説明させていただきます。

茨城県の地図の赤色で表示したところが、申請地のある笠間市でございます。

画面右側、拡大図の赤い丸が申請地でございます、笠間市の南部に位置してございます。

次に、都市計画図により位置を御説明いたします。

画面上が北でございます。画面中央の赤色で表示したところが今回の申請地で、東側の工業専用地域である岩間工業団地と西側の工業地域に挟まれた用途地域の指定のない区域となっております。

また、申請地は画面の左側にあります岩間インターチェンジから東に約1キロメートルといった位置関係となっております。

付近の主要な道路につきましては、申請地の西側を縦断します常磐自動車道や、敷地南側の県道茨城岩間線、東側の県道石岡城里線などがございます。

申請地の周辺状況になります。

赤色で表示した計画地の周辺には集落等はありません。なお、黄色のラインで表示した敷地周囲300メートルの範囲内に含まれる住宅等の建物所有者には、事業計画等を説明の上、同意を取得しております。

少し見づらくて恐縮ですが、敷地南側の市道が進入路になります。道路幅員は14メートルで、両側に歩道がございます。

この市道から県道茨城岩間線へ至るルートにおいても、道路幅員は12メートルで、歩道が整備されており、歩行者の安全性が確保されております。

こちらの資料は、笠間市の洪水ハザードマップになります。

黄色と赤色の部分が浸水想定区域になりますが、申請地周辺は浸水想定区域とはなってございません。

次に、本案件の配置計画等について御説明いたします。

画面上が北となります。画面の着色された範囲が敷地となりまして、敷地面積は1万9,902.74平方メートルでございます。

敷地南側の市道については、先ほど御説明しましたとおり、道路幅員14メートルで両側歩道となっております。

画面の水色で表示した部分が計画建物でございます、地下1階地上3階の焼却棟など5棟からなる焼却施設に係る建築物と、廃棄物の破砕処理をする破砕機棟、そのほか、管理棟などの附属建築物を計画しておりまして、合計の延べ面積は4,889.29平方メートルを予定しております。

なお、敷地外周には緑で表示した幅5メートルの緑地帯を設けるとともに、焼却施設の最大騒音発生源からの騒音を抑えるための青色の点線で表示したところ防音壁と、その外周に防音フェンスを設けて、周辺環境への影響を考慮した計画としてございます。

また、敷地南側には焼却炉から発生する排熱を利用した温室を設置しまして、果物等の栽培を通して、地域住民との交流を図る場を作ることにも計画してございます。

次に、廃棄物の処理工程について御説明いたします。

画面で赤い矢印が搬入から処理までの経路、青い矢印が搬出の経路を示してございます。

そのうち、実線が焼却に係るもので、破線が破砕を伴うものや破砕のみのものに係る経

路を表しております。

焼却処理については、入り口で重量を計測後、焼却棟へ搬入されて、焼却炉に投入されます。そこから西側の灰処理棟に至るまで焼却され、焼却灰は灰処理棟から取り出されて、重量計量後、搬出されるという流れになります。

破碎処理につきましても同じように、入り口で重量を計測後、破碎機棟に運び込まれ、破碎処理を行い、可燃物と不燃物に分別された後、可燃物については焼却炉へ投入され、不燃物については重量計量後、搬出されるということになります。

次に、排水処理計画について御説明いたします。

まず、敷地内においては、廃棄物処理に伴う排水は発生いたしません。雨水につきましては、敷地外周の側溝を通りまして、調整池を経て、敷地外に放流されます。汚水・雑排水につきましては、管理棟北側のピンクで表示した部分の合併処理浄化槽で処理後、同様に敷地外に放流されます。

次に、申請地までの搬入・搬出ルートについて御説明いたします。

申請地までの搬入・搬出は、岩間インターチェンジから県道茨城岩間線及び市道を通るルートを主なルートとしております。

岩間インターチェンジから申請地までは全て2車線ございまして、歩道も整備されております。

周辺交通への影響についてですが、処理施設の搬入・搬出車両が出入りする時間は午前8時から午後6時までとなっており、同じ時間帯における県道茨城岩間線の交通量は1万1,487台となっております。

一方で、本処理施設の搬出入車両数を敷地の最大処理能力相当で試算しますと、1日当たり往復で364台となります。

この場合、県道茨城岩間線における総交通量に対する車両台数の割合は3%程度となりまして、交通量への影響は小さいものと考えてございます。

また、現地調査を複数回実施しておりますが、その際、当該計画地付近の道路において、渋滞等の発生は確認されませんでした。

次に、生活環境影響調査の結果について御説明いたします。

調査項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質の5項目でございます。

評価基準は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例などの規制基準となっております。

全ての項目で予想値が評価基準以下であることが確認されてございます。

最後に、都市計画関係についてでございます。

本案件の敷地は、笠間市の都市計画マスタープランにおいて、工業系市街地ゾーン、工業・流通業務拠点として位置づけられている区域で、支障となる土地利用構想等はございません。

また、今回の許可申請に当たりまして、笠間市から、都市計画上支障がない旨の意見書を提出いただいております。

都計諮問第1号の説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御意見、御質問等をお受けしたいと思います。

何かございますでしょうか。

どうぞ、A委員、お願いします。

○A委員

1-8の図を見せていただけますでしょうか。航空写真ですけれども、その次です。考えとしては問題ないと思うんですけれども、この黄色の点線の中に複数の産廃施設があって、いずれもが工場用途、外の白色のところにあるということなので、一つずつこういうのができていったときに、トータルで大丈夫なんですかということが一つ目の質問です。

あと、もう一つの質問は、前のページの1-7を見ていただきますと、このブルーの工場用途が張ってあるところが周りにあるわけなんですけど、インター側のところにも工場用途というのがちゃんとあるんですけど、それをもう一度、1-8に戻って航空写真で見ていただくと、こちらのほうは緑地なんですよね。すごくプランとしてちぐはぐな感じがするんですけれども、その辺り、どう解釈されるんでしょうかというのが2点目の質問です。

以上です。

○議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、廃棄物処理施設の集積についてでございます。御指摘のとおり、こちらのほうとこちらのほうに、過去に都市計画審議会の議を経て許可をした廃棄物処理施設が2件ございます。平成25年と27年に許可をしてございます。

今回、笠間市の都市計画マスタープランにおきましては、この計画地の属する岩間インターチェンジ周辺地域地区を工業・流通業務拠点として、都市計画マスタープラン上、位置づけられてございます。基盤施設の整備による産業機能の増進と、社会経済情勢の変化に応じた企業立地誘致を進めるということになってございます。

今回の申請地周辺におきましては、今回の計画と相反するような、例えば住居系ですとか商業系の土地利用構想などは予定されていないというような状況にもございます。

さらに、地元の笠間市のほうからは、廃棄物処理施設が集積することにつきまして、現時点では土地利用上の支障となるような課題は見受けられないものの、今後、工業活動が周辺地域の生活環境等に影響を及ぼすような場合には、よりの確な土地利用の誘導や規制が図られるように、住民の意見を得ながら都市計画制度の活用を検討したいというような意向も聞いてございます。

そういったところを総合的に判断しまして、今回の計画地はやむを得ないのかなということ考えてございます。

それから、もう1点です。本来、今回、計画している敷地につきましては、岩間工業団地ですとか、こちらの工業地域に立地すべきものかなというふうに考えてございます。

ですが、岩間工業団地のほうにつきましては、既に建物が全て埋まっています、中に入れる余地がないという状況にございます。

一方で、こちらの工業地域のほうにつきましては、御指摘のとおり、今は山林のような状況になっていまして、これから道路の整備などを進めるということで、令和7年度の完

了に向けて、道路などのインフラの整備を進めていくということになってございます。

また一方で、この中が埋蔵文化財の包蔵地にもなっておりまして、道路を造成する工事の前段階として調査しましたところ、埋蔵文化財が確認されたというようなことも聞いておりまして、令和7年度の開通というのがなかなかどうなのかなというような状況にもございます。

そういったところで、今回、事業者の計画する事業スケジュールと合わないというところがございます、今回はこちらのほうでやむを得ないのかなということで判断してございます。

○議長

A委員、どうぞ。

○A委員

御説明に関してよく分かりました。

私もインター周りを拠点として整備するという自体は、プランとしては非常に的確かなと思っております。ただ、やっぱりちゃんと投資をしないと、本当に来てほしいような施設がなかなか来てくれないのかなと思いますので、そういう文化財の保護も含めて迅速に対応されたほうがいいのかというふうに思います。

以上、コメントでございます。

○議長

ありがとうございました。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。お願いします。

○B委員

聞きたい点があったんですけど、まず、インターの近くですよ。よくそういった工場の火災で、高速道路に煙、黒煙とかが流れて、交通が麻痺するとかということもニュースなんかで見るとはありますが、この距離だと1キロぐらいということで、その煙突があって、そこからきつと焼却した煙というのが出るんだと思うんですが。周りなんか工場が多いし、万が一そういった火災なんかが出て、焼却するのは油系のものとかプラスチック系だと、やっぱり黒煙というのが脳裏に浮かぶんですけど、そういった場合の高速道路での誘導だったりとか、職員さんたち、そういったところでの職員の方々の避難とか、そういった防災に関しての取組だったり、何か訓練だったりというのが今後されてもいいのかなということを思いました。

それと、この敷地内って、多分アスファルトとかコンクリートとかで地面って打っちゃう形になるんだと思うんですけど、最近、ゲリラ豪雨だったりとか異常気象で大雨が局地的に降るということもありますので、この雨水に関しての逃がすための側溝ですか。こういったものも整備されるとはいえ、想定外の量の雨が降ってきたときに、そのたまった水が一気に地面に染みこむのではなくて、流れていくということも考えると、そこら辺を踏まえて整備していただけたらいいのかなというふうに思ったんですけど、そういった雨水とかを逃がすためのU字溝の大きさとかそういったものは、結構こういった具体的に決まっているものなんですか。

○議長

事務局からお答えしてもらいます。

○事務局

雨水の点につきましては、降った雨がきちんと側溝に流れるように、U字溝の断面、大きさなどを計算するという事になっています。

今回の場合ですと、降った雨がすぐに側溝のほうに流れるのではなくて、一度調整池というところで、貯められるような事になっています。調整池につきましては、例えば30年に一度の大雨であっても水が貯められるような、そういった基準で、すぐにあふれてしまふとか、そういったことがないようなことで開発許可のときに審査をするような形になってございます。

○議長

よろしいでしょうか。

○B委員

ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

C委員、お願いします。

○C委員

A委員とB委員がおっしゃったことをつなぐような形で、両方に気になっていた点があったので重ねて、すいません。

多分この工業団地が二つ予定されている、この間に今、徐々に調整区域の中に集積が見られていて、この一個一個はよいのですけれども、やはり航空写真を拝見していると、連続してかなりにじみ出している状況で、トータルで雨水とかがわっと来たときに、きちんとそれが地区として処理されるようにするためには、調整区域のままなので、ちょっと心配かなというところが、多分先ほどの環境への影響みたいなのは住環境ということではなくて、むしろそちらのほうに気になるかなと思いました。

あと、交通に関しても、今回の施設に関してはそんなに大きな影響は出ないということなんですけれども、累積していく中で、この道路のところ徐々にトラックが増えていくというところで、そこについても、恐らく何らかの形でモニターするというか、負荷がかからないように見ていくことも必要かなというふうに思いました。

今、マスタープランも拝見させていただいて、調整区域も含むような形でこの工業の拠点というのを指定してあって、今後多分、笠間市としても、この辺り一帯が集積が進んでいくことについては、きちんと拠点として見ていかれるということだと思っておりますけれども、やはり後になって意外と集積が大きな影響になるということのないように、今後できていく中でも問題がないかを引き続き見ていただくことが大事かなというふうに思いました。

コメントです。ありがとうございます。

○議長

では、コメントのほうに何かお答えしていただく。

○事務局

御意見をいただいたことを笠間市の事務局のほうにもきちんとお伝えして、対応していければと思います。

ありがとうございます。

○議長

よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○D委員

今の排水計画についてなんですけれども、1-12の雨水排水計画の平面図になると思うんですけれども、この平面図も、だいたい敷地内のルートについては描かれていて、調整池がありますよというふうに表示はされているんですけども、御質問にあったみたいな排水計画がどのくらいの余裕をもって調整池を計画しているかという、そのパーセンテージ的なものを示していただいたほうが、ここも分かりやすいのかなと思いました。資料として。

それから、都市計画なので、この敷地から外に出た雨水がどこを流れていくかという、町としての排水分布ですか。それを示していただいたほうが、ここから出ていった水がどこを流れているものが示されると、住民説明でもその辺はされていると思いますので、そういう資料はあると思うんですけど、そういうのもこの審議会でも示してやられたほうがいいのかと思いました。

というのは、こういう建物に屋根はついていますが、どうしても建物以外のところで車を洗ったり、汚れたものを洗ったり、洗浄したりすると思うんです。その辺の、要するに環境的な水の水質というところも県で管理していくんだと思いますので、その辺を示していただけたらなというふうに思いますので、ぜひそういうものを表示していただくとありがたいなと思います。

○議長

では、御説明をお願いします。

○事務局

排水経路につきましてですけども、今回、申請地がございまして、前面道路の側溝から北側の富士池というところを通りまして、最終的には涸沼川に至るということになってございます。

そこに行くまでの排水路の容量がきちんと確保されているのか。そういったところは開発許可申請のときに審査をして、許可を出すということになってございます。

次回からはこういった絵も作って御説明できるようにしたいと思います。

ありがとうございます。

○議長

よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、御意見はほかにないようございますので、都計諮問の第1号については支

障なしということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしということで、都計諮問第1号については、支障なしといたします。

【都計諮問第2号 古河市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する
都市計画上の支障の有無について】

○議長

続きまして、都計諮問の第2号につきまして、事務局からの説明をお願いします。

○事務局

古河市建築指導課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、都計諮問第2号 古河市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、説明させていただきます。

資料は、付議案、別冊の付議案図面、説明資料の3点を配付させていただいております。そのうち、説明資料をスクリーンに映して説明させていただきます。

本件も先ほどの案件と同様に、廃棄物処理施設等の用途に供する建築物であるため、都市計画審議会にお諮りするものでございます。

それでは、案件の詳細を説明させていただきます。

初めに、計画の概要でございます。

許可申請者は、田口金属株式会社代表取締役 田口憲昭でございます。申請者は平成19年から本計画地で、鉄くず、非鉄金属くず（アルミくず、銅くず、ステンレスくず）、こちらの切断・圧縮処理などの産業廃棄物処理業を営んでいますが、今後、リサイクル処理の社会的需要の増加が見込まれることもあり、リサイクルの質及び量の向上を図るため、処理施設（破砕機）の設置を計画するものでございます。

次に、処理施設の概要でございます。今回計画する施設は、①から④までとなります。施設①、②はそれぞれ建築基準法第51条の許可を要さない産業廃棄物を扱う金属くずの切断・圧縮施設として設置していましたが、今回新たに一般廃棄物を扱うごみ処理施設とするため、許可対象となるものでございます。

また、施設③と④の2施設は、それぞれ今回新たに設置するもので、一般廃棄物及び産業廃棄物を扱う、廃プラスチック類の破砕施設、及び木くず又はがれき類の破砕施設として、許可対象となるものでございます。

次に、本案件の位置を説明させていただきます。

画面左側、茨城県の地図の赤色で表示したところが、申請地のある古河市でございます。画面右側、拡大図の赤い丸が申請地であり、古河市の中央北側に位置しております。

次に、都市計画図により位置を説明させていただきます。

画面の上が北でございます。画面右側の赤色で表示したところが今回の申請地で、古河

市丘里というところの市街化区域でございます。工業専用地域のほぼ中心に位置しております。

申請地は、J R 東北本線古河駅から東に4キロメートルほど行ったところがございます。

付近の主要な道路につきましては、申請地の北を走ります国道125号、西を走る市道105号線等がございます。

当該計画地につきましては、画面にありますように、周辺は工場が集積する状況になっております。

なお、敷地周囲500メートルの範囲内に含まれる住宅等の建物所有者には、事業計画等を説明の上、同意を取得しております。

なお、写真では分かりづらいところがございますが、敷地南側の市道が進入路になります。当該市道の道路幅は16メートルほどあり、両側に歩道がございます。また、西側の市道105号線は幅員18メートル、両側に歩道があり、歩行者の安全は確保されております。なお、こちらの工業団地内に通学路はございません。

こちらの資料は、古河市の洪水ハザードマップ、利根川と渡良瀬川になります。黄色や赤色の部分が浸水想定区域でございますが、申請地周辺は、浸水想定区域になっておりません。

次に、こちらの資料は、洪水ハザードマップの思川、鬼怒川になります。こちらも申請地周辺は、浸水想定区域になっておりません。

次に、本案件の配置計画等について説明いたします。

画面上が北となります。画面の赤で着色された範囲が敷地となりまして、敷地面積は1万8,883.30平方メートルでございます。敷地南側の市道、幅員16メートル、両側歩道に出入口がございます。

画面の紺色の囲みが既存の処理施設、施設①、施設②であり、水色の囲みが新規設置の処理施設、施設③、施設④でございます。いずれも屋外に配置されております。また、クリーム色というか、ベージュ色で示してありますのが既存の建築物でございます。工場のほか4棟ございます。合計延べ面積は3,104.70平方メートルでございます。

このほか、敷地内には処理前保管場所、そして、処理後の保管場所などがあり、そういうスペースが配置されております。

なお、敷地外周には緑地帯を設けるとともに、緑の点線で表示しました防護壁を設けて、周辺環境への影響を考慮した計画となっております。

次に、廃棄物の処理工程について御説明いたします。

赤い矢印が搬入から処理までの経路でございます。①のところで計量いたします。②のところで、こちらは保管場所になりますが、保管場所にて荷下ろし・保管をされ、③のところで金属くず・金属の付着物、こちらについては切断処理・圧縮処理・破砕処理をされまして、混合廃棄物は破砕処理されます。④のところにしましては、処理された後、品目ごとの保管場所になります。⑤としまして、それぞれ再資源化、中間処理施設・最終処分場へ搬出されます。

次に、排水処理計画について説明いたします。

敷地内においては、処理に伴う排水は発生いたしません。ただし、粉じん防止のための散水等がございます。雨水につきましては、施設内の集水ます及びU字側溝から油水分離

槽を経まして、施設内に2か所ある集水ますから市道集水ますへ接続します。その後、道路の中央にある排水管、これには書いていませんが、道路の真ん中に排水管が通っていて、その後、南側を通っています、都市下水道というところに入りまして、南に下って、利根川に流れる経路でございます。汚水雑排水につきましては、左下の事務所のところにトイレがあるんですが、そちらが合併浄化槽にて処理後、市道集水ますへ接続いたします。

次に、搬入・搬出ルートについて御説明いたします。

搬入・搬出は敷地西側の市道105号線を北上し、国道125号に至るルートと、市道105号線を南下し、市道101号線に至るルートの2ルートを主なルートとしております。

周辺環境への影響についてでございます。

処理施設の搬入・搬出車両が出入りする時間は、午前8時から午後5時となっており、長時間帯における市道105号線の交通量は2,928台でございます。

一方、本施設の搬出入車両数を最大処理能力相当で試算しますと、1日当たり往復で104台となります。総交通量に対する車両台数の割合は4%程度となりますが、交通に影響はないと考えております。また、現地調査において、当該計画地付近の道路について渋滞等は確認されておられません。

次に、生活環境影響調査の結果について説明いたします。

調査項目は、大気質、騒音、振動、水質の4項目でございます。

評価基準は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例などの規制基準となっております。

全ての項目で予想値が評価基準以下であることが確認されております。

最後に、都市計画関係についてでございます。

本案件の敷地は、古河市都市計画マスタープランにおいて、産業系市街地、こちらに位置づけられている区域であり、支障となる土地利用構想等はございません。

また、今回の許可申請に当たって、古河市長から都市計画上支障がない旨の意見を6月30日にもらっております。

都計諮問第2号の説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

E委員、お願いします。

○E委員

すいません。Eでございます。

交通量については、絶対量が大きくないので大丈夫かなと思うんですが、先ほどお話がありました101号線だとか、国道125号のところ、交差点通っても影響は懸念しなくてよいというような、そういう検討をされたという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。この交差点でございますね。

○E委員

はい。

○事務局

ここの交差点については、一定程度の渋滞は今もございますけれども、これができたことによって、これ以上の用途地域の拡大は予定されていないということも確認しており、こちら市街化調整区域で白いところがございますので、これ以上の交通量の極端な増大はないというふうに考えております。

でも、確かにここの交差点につきましては骨格道路がぶつかる場所でございますので、少し朝夕、渋滞はございます。工業団地でありまして、朝、従業員さん多いんですね。ということで、ここの交差点、確かに渋滞はしますが、ここが稼働している時間帯につきましては、少し緩和されるというふうに考えております。

○E委員

検討されたということであれば、それで結構です。

○事務局

はい。

○E委員

どうもありがとうございました。

○議長

ありがとうございます。

ほかに皆様、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、都計諮問第2号につきましては、支障なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

御異議なしということで、都計諮問第2号につきましては、支障なしといたします。

○議長

以上で、本日付議されました案件についての全ての審議は終了といたします。

都計諮問第1号、2号については支障なしとし、本日付をもって知事に答申いたします。ありがとうございました。

令和4年度第1回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学識経験のある者	弁護士	田 中 美 和	出 席
	筑波大学教授	谷 口 守	出 席
	筑波大学准教授	藤 井 さやか	出 席
	茨城大学大学院教授	山 田 稔	出 席
	一級建築士	濱 中 本 子	出 席
	茨城県農業会議理事	清 水 久 子	出 席
	茨城県商工会議所連合会副会長	中 川 喜久治	出 席
	茨城県バス協会会長	任 田 正 史	出 席
	NPO法人日本防災士会会員	益 子 さや子	出 席
	国立環境研究所社会システム領域主任研究員	金 森 有 子	出 席
市町村長を代表する者	笠間市長	山 口 伸 樹	出 席
	五霞町長	染 谷 森 雄	欠 席
県議会の議員	茨城県議会議員	西 條 昌 良	出 席
	茨城県議会議員	飯 塚 秋 男	欠 席
	茨城県議会議員	細 谷 典 幸	欠 席
	茨城県議会議員	川 津 隆	出 席
	茨城県議会議員	石 井 邦 一	出 席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	須 田 浩 和	欠 席
関係行政機関の職員	関東農政局長	大 角 亨	出席(代理 農村振興部農村計画課 課長補佐 後藤 勝治)
	関東運輸局長	小 瀬 達 也	出席(代理 茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 原 康浩)
	関東地方整備局長	廣 瀬 昌 由	出席(代理 常陸河川国道事務所 副所長 堀内 輝亮)

出席 17 名	} 21 名
欠席 4 名	

令和4年度第1回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題 名	決定 機関	計 画 内 容
1	笠間市における廃棄物 処理施設の敷地の位置 に関する都市計画上の 支障の有無について (建築基準法第51 条)	特定行政庁 知事	笠間市安居地内 ごみ処理施設(新設) 焼却(生ごみ、木くず等) 処理能力：90.00t/日×2基 廃棄物処理施設(新設) 焼却(廃プラ類等) 処理能力：90.00t/日×2基 破砕(がれき類等) 処理能力：282.24t/日
2	古河市における廃棄物 処理施設の敷地の位置 に関する都市計画上の 支障の有無について (建築基準法第51 条)	特定行政庁 古河市長	古河市丘里地内 ごみ処理施設(新設) 切断・圧縮・破砕(金属くず他) 処理能力：152.25t/日 廃棄物処理施設(新設) 破砕(廃プラ類等) 処理能力：62.40t/日 破砕(がれき類等) 処理能力：152.25t/日
	計2件		